

児童買春、児童ポルノに係る行為等の規制及び処罰並びに児童の保護等に関する法律に基づく、児童買春・児童ポルノ事犯における被害児童の保護施策の実施状況に係る検証・評価について（案）

令和3年●月●日  
犯罪被害者等施策推進会議決定

犯罪被害者等施策推進会議では、平成28年から令和2年までの間に講じられた、児童買春・児童ポルノ事犯における被害児童の保護施策を4項目に分類した上で（別添参照）、児童買春、児童ポルノに係る行為等の規制及び処罰並びに児童の保護等に関する法律（平成11年法律第52号）第16条の2第1項の規定に基づき、下記のとおり、被害児童の保護施策の実施状況について検証・評価を行った。

## 記

### 1 被害児童に対する保護活動

児童買春・児童ポルノ事犯については、警察等による街頭での声掛けやインターネット上の児童ポルノ画像等の違法情報把握等を通じた被害の未然防止及び被害児童の発見・保護のほか、警察、児童相談所等における面談の実施、電子メールやSNSといった多様な手段を活用した相談体制の整備等が行われている。

一方で、児童買春・児童ポルノ事犯における被害児童は、自らが被害者であるとの認識が乏しい、加害者との人間関係を巧妙に構築されて被害を申告しにくい状況にある、被害を周囲に知られたくないという意識が働くといった理由により、誰にも相談できずにいる場合もあると考えられる。

したがって、被害児童を早期に発見・保護するため、児童の心情に配慮した相談しやすい環境の整備に加え、児童買春・児童ポルノ事犯の被害の未然防止に関する児童への教育や保護者及び学校の教職員に対する周知・啓発の更なる充実を図っていく必要がある。

また、児童養護施設等を退所した被害児童が、再び児童買春・児童ポルノ事犯に巻き込まれることのないよう、退所後も相談による支援等のアフターケアを継続的に行い、引き続き、支援の更なる充実を図っていく必要がある。

### 2 被害児童保護を行う者の資質の向上

被害児童保護を行う者の資質の向上を図るため、児童福祉関係職員、学校の教職員、警察職員、検察職員等に対する研修等が行われている。

引き続き、被害児童の受けた身体的・精神的な被害を早期に回復し、被害児童が社会の中で平穏かつ良好な生活を営むことができるよう、被害児童の保護を行う者について必要な態勢を確保するとともに、その資質の向上を図り、適切な支援を実施していく必要がある。

### 3 被害児童保護に関する関係機関の連携協力体制の強化

性犯罪・性暴力被害者のためのワンストップ支援センターによる支援のほか、警察、学校、児童相談所等が連携し、被害児童の保護、家庭環境の調整等の継続的な支援が実施されている。また、被害児童が繰り返し事情を聴かれることによる二次的被害の防止、負担の軽減等のため、検察庁、警察及び児童相談所の代表者による聴取が行われている。

引き続き、関係機関が連携し、被害児童の保護及び支援に努めていく必要がある。

### 4 被害児童保護に関する調査研究の推進

関係府省庁において、児童自立支援施設の措置児童の被害実態の的確な把握と支援方策等に関する調査研究、児童の被害防止に関する調査研究及びSNSを活用した相談の在り方の検討・試行が実施された。

引き続き、調査研究の結果を活用し、児童が相談しやすい環境の整備や広報啓発活動を行うなど、関係府省庁が連携して被害児童の保護施策を効果的に推進していく必要がある。

### 5 総括

児童買春・児童ポルノ事犯については、関係機関が連携し、被害児童の保護のための各種施策が推進されている。一方で、児童買春・児童ポルノ事犯の被害の危険性に関する児童の理解が必ずしも十分とはいえず、被害児童の低年齢化も懸念される。

したがって、被害児童の保護施策に加え、児童自身や保護者等の児童と密接な関係を有する者への支援を実施するなど、引き続き、被害の未然防止のための施策を講じていく必要がある。

※ 検証・評価においては、第37回基本計画策定・推進専門委員等会議（令和2年12月24日開催）における

- ・ 子供の性被害（児童の性的搾取等）
- ・ 児童買春・児童ポルノ禁止法に基づく児童買春・児童ポルノ事犯における被害児童の保護施策の実施状況

等の会議資料を用いた。

## 児童買春・児童ポルノ事犯における被害児童の保護施策一覧

項目	番号	施策の概要	担当府省庁
1 被害児童に対する 保護活動	1	街頭補導の推進	警察庁
	2	インターネット上の違法・有害情報対応相談業務への支援	総務省
	3	児童ポルノ画像等の流通・閲覧防止対策の推進	警察庁
	4	児童やその保護者等が相談しやすい環境の整備	警察庁 法務省
	5	相談者の利便性に配慮した対応	警察庁 厚生労働省
	6	子供の人権問題への適切な対応	法務省
	7	安心な社会を創るための匿名通報事業の周知	警察庁
	8	児童相談所・市町村における児童等への支援等	厚生労働省
	9	性犯罪被害者が情報入手する際の利便性の向上	警察庁
	10	被害児童に対する継続支援の実施	警察庁 文部科学省
	11	児童福祉施設等における支援	厚生労働省
	12	日本司法支援センターによる支援	法務省
	13	捜査・公判における犯罪被害児童等の保護	法務省
2 被害児童保護を行う者の 資質の向上	1	性犯罪・性暴力被害者に対する支援の充実	内閣府
	2	婦人保護事業における要保護女子等の保護・支援	厚生労働省
	3	潜在する性的搾取等の被害児童に接する可能性のある児童福祉関係職員の意識啓発	厚生労働省
	4	被害児童の早期発見・支援活動の推進のための学校関係職員の対応能力の向上	文部科学省
	5	性的被害児童等に対するケアに関する研修の実施	厚生労働省
	6	日本司法支援センターによる支援体制の充実	法務省
	7	児童の性的搾取等事犯に対する捜査能力の向上	警察庁
	8	被害児童の心情に配慮した聴取技法の普及	警察庁
	9	被害児童の支援担当者への研修内容の充実	警察庁
	10	学校における被害児童の早期発見・支援活動のためのスクールカウンセラー等の配置等の推進	文部科学省
	11	被害児童に対する継続的支援のためのカウンセリング態勢の整備	警察庁
	12	児童相談所の体制及び専門性の強化	厚生労働省
	13	婦人保護事業における要保護女子等の支援体制の強化	厚生労働省
3 被害児童保護に関する 関係機関の連携協力体制の 強化	1	相談者の利便性に配慮した対応	警察庁 厚生労働省
	2	児童相談所・市町村における児童等への支援等	厚生労働省
	3	性犯罪・性暴力被害者に対する支援の充実	内閣府
	4	被害児童に対する継続支援の実施	警察庁 文部科学省
	5	児童の心理的負担等に配慮した事情聴取に向けた関係機関の連携強化	法務省 警察庁 厚生労働省
4 被害児童保護に関する 調査研究の推進	1	心身に有害な影響を受けた児童の保護に関する施策の検証等	厚生労働省
	2	児童の被害防止に向けた調査研究の実施	警察庁
	3	相談・支援の在り方の検討	内閣府